

＜株式会社マスター＞

自転車体験シミュレーターを活用した安全教育や、自動車ドライバーに対して自転車の視点からの安全教育を実施するとともに、従業員が自主作成した通勤経路の「ヒヤリハットマップ」を安全教育に活用している。防犯カメラやミラーの設置など、駐輪場の防犯・安全対策も強化している。

＜コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社＞

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に新たな自転車通勤制度を導入。交通事情や天候等に応じて、日によって自転車通勤を選択することを可能とし、通勤手当も柔軟に支給している。自転車通勤のしやすさにもつながるカジュアルなビジネススタイルを提唱するとともに、複数のメディアを活用しながら、自転車通勤の取組を積極的に発信した。

第5節 自転車活用推進功績者表彰

自転車活用推進功績者表彰は、自転車活用推進法第15条に基づき、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰しており、自転車の活用の推進に寄与する

ことを目的としているものである。

平成30年から毎年表彰しており、例年、自転車月間である5月に表彰しており、令和4年度は、個人2名、団体6団体を表彰した。



(表彰式の様子)



(令和5年度自転車月間ポスター)

第6節 シェアサイクルの促進

シェアサイクルは、都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムであり、公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等に資するなど、公共的な交通として重要な役割を担っている。

1 シェアサイクルの在り方検討委員会

政府では、シェアサイクルの在り方検討委員会を設置して、シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、有識者等の方々から専門的な見地からの御意見を頂き検討を進めている。具体的には、シェアサイクルの普及促進に

向けて、「公共的な交通としての在り方」,「シェアサイクルの採算性の確保」,「公共用地等へのサ

イクルポート設置の在り方」等について検討している。

トピック

【事例1】 シェアサイクルの取組（公共的な交通としての在り方の好事例）

石川県金沢市や神奈川県横浜市などでは、総合交通戦略や地方版自転車活用推進計画などの計画にシェアサイクルを位置付けている。

また、東京都品川区、大分県大分市、石川県金沢市では、シェアサイクル事業者との協定により、災害時にサイクルポートが停止していても自治体職員がシェアサイクルを無償で利用できる専用ICカードを配備している。

広島県広島市では、西日本豪雨（平成30年7月）時、7か所の避難所にシェアサイクルを配置し、避難者の移動手段として無料で提供した。



（専用ICカード：金沢市）
出典：金沢市ウェブサイト

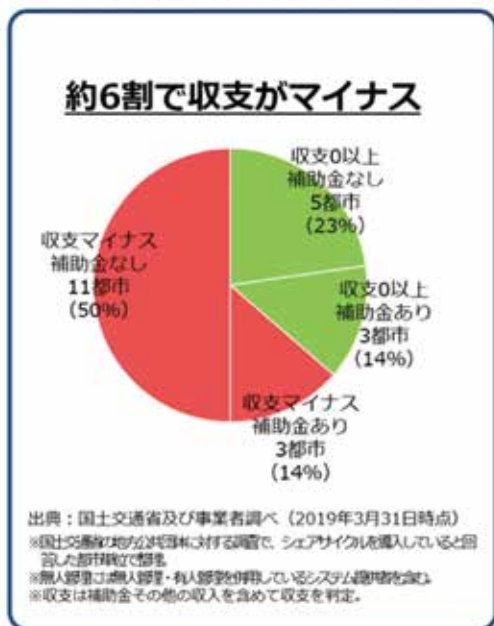


（被災者の移動への活用：広島市）
出典：広島市ウェブサイト

【事例2】 シェアサイクルの取組（採算性確保の好事例）

シェアサイクル導入都市のうち約6割において収支がマイナス（※）であり、収益の確保が困難な状況である。鹿児島県鹿児島市では、シェアサイクルのカゴ・ドレスガード等への広告掲載などで事業収入を確保している。

<収支と補助の状況（22都市の内訳）>



（鹿児島市「かごりん」の事例：ドレスガード（フェンダー）への広告掲載）

（※）国土交通省及び事業者調べ
（平成31年3月31日時点）

【事例3】 シェアサイクルの取組（公共用地等へのサイクルポート設置の在り方の好事例）

「無余地性の基準」の適用を道路管理者が判断する際、国の事務連絡により、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できることとなっている。鹿児島県鹿児島市では、現に道路用地に設置しているシェアサイクルポートの占用場所から約300～400メートル離れた位置に余地が存在するものの、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断された。

都市公園法（昭31法79）第5条第1項に基づき、公園管理者以外でも、申請により公園施設内の設置や管理が可能であることから、岡山県岡山市では、岡山県管理の公園において、岡山市の申請によりポートを設置している。

2 シェアサイクルの導入促進に係る税制特例

シェアサイクルの普及促進を図るため、令和3年度税制改正において、市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業を対象として、シェアサイクルポートの設置に係る固定資産

税の特例措置を創設し、令和5年の地方税法改正により、令和6年度末まで特例期間が延長された（令和5年4月1日に改正地方税法施行。特集-第34図）。

特集 - 第34図 シェアサイクルの導入促進に係る税制特例（固定資産税）

○一定の要件を満たすシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間、固定資産税の課税標準を3/4に軽減。

- ・対象事業：自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業で、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に存在し、一定の規模等の要件を満たすシェアサイクルポートの整備
- ・対象設置物：ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け等



（シェアサイクルポート（左：北九州市，右：静岡市））

第7節 幼児乗せ自転車の安全な利用

幼児用座席付自転車は、子供との外出に便利な交通手段となっている。最近では、電動アシスト機能が付いている製品も多い。

自転車に幼児を同乗させることに係る乗車人員の制限は、都道府県公安委員会規則において定め

られており、幼児用座席に幼児1人を乗車させること、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児2人を乗車させることを認めているところである。

しかし、幼児用座席付自転車は通常の自転車よ